

＜お持ちの専門員証に記載の有効期間が既に満了しており、令和3年度の更新に必要な研修の申込を失念していた、もしくは正当な理由なく更新研修を受講していなかった場合の取扱い（本取扱いは令和3年度に限る）＞

【本取扱いの対象外】

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で
 - 1) 感染予防のため、自主的に受講を見送った
 - 2) 感染予防のため、家族や事業所に受講を見合わせるよう要請された
 - 3) 自身が感染した（研修開催時期及び研修申込時期の前後等）
 - 4) 自身が濃厚接触者となった（研修開催時期及び研修申込時期の前後等） など

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、受講もしくは受講申込を見送った場合は、有効期間の延長を認める取扱いとします。有効期間の延長措置に申請は必要ありません。令和4年度の研修申込を各自忘れずに行ってください。令和4年度の受講を失念していた場合、その後の延長等の措置はありませんのでご注意ください。

兵庫県HPIは
こちらの
QRコード
よりチェック



	更新に必要な研修	現在の研修受講状況	資格を喪失しないとする期間
1	①専門研修課程Ⅰ・更新研修A前期 かつ ②専門研修課程Ⅱ・更新研修A後期 =計2つの研修	①専門研修課程Ⅰ・更新研修A前期と②専門研修課程Ⅱ・更新研修A後期のどちらも受講していない	①専門研修課程Ⅰ・更新研修A前期の受講申込締切日（令和3年2月23日）まで資格を喪失しない取扱いとする ※ただし、令和3年2月23日より後に、お持ちの専門員証に記載の有効期間が満了する場合は、専門員証に記載の有効期間までとする
2	＜対象者＞ ○初回更新 ○前回は再研修or更新研修B	①専門研修課程Ⅰ・更新研修A前期を受講中もしくは受講済みで、②専門研修課程Ⅱ・更新研修A後期を申込みしていない	②専門研修課程Ⅱ・更新研修A後期の受講申込締切日（令和3年8月17日）まで資格を喪失しない取扱いとする ※ただし、令和3年8月17日より後に、①専門研修課程Ⅰ・更新研修A前期を修了する場合は、修了日まで資格を喪失しない取扱いとする
3	②専門研修課程Ⅱ・更新研修 ＜対象者＞ ○更新が2回目以上で前回の研修が下記の方 ・①専門研修課程Ⅰ・更新研修A前期と②専門研修課程Ⅱ・更新研修A後期 ・②専門研修課程Ⅱ・更新研修A後期	②専門研修課程Ⅱ・更新研修A後期の受講申込をしていない	②専門研修課程Ⅱ・更新研修A後期の受講申込締切日（令和3年8月17日）まで資格を喪失しない取扱いとする

※更新研修Bもしくは主任介護支援専門員更新研修で更新する者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響以外で、正当な理由なく未受講・未申込の場合、有効期間は専門員証に記載のある有効期間で満了する取扱いとする。（新型コロナウイルス感染症拡大の影響で未受講・未申込の場合は、有効期間の延長措置の対象とする。）

＜注意＞

上記の資格を喪失しないとする期間を超えて、介護支援専門員として実務に就いた場合は、介護報酬の返還が必要になります。さらに、悪質な場合は登録の消除等、処分を行います。

＜お問い合わせ先＞

兵庫県 高齢政策課
メールアドレス koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

（記入必須事項：氏名・介護支援専門員登録番号・電話番号・要件）
右のQRコードより、メールを送信することが出来ます。

小文字の L（エル）



兵庫県高齢政策課
メール問い合わせ

スマートフォンやタブレットでQRコードを読み込んでください



※ 更新に必要な研修を知りたい場合や本通知に関するお問い合わせは、兵庫県 高齢政策課までメールでお問い合わせください。電話では確認することは出来ません。